

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第33号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 課長等 出先機関の課又は室の長並びに保健医療大学の事務局長、学生部長及び図書館長をいう。</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 課長等 出先機関の課又は室の長、保健医療大学又は医療短期大学の事務局長、学生部長及び図書館長並びに<u>県立病院の事務局長、薬剤部長及び看護部長</u>をいう。</p>

別表1 (第2条、第6条関係)

出先機関及び代決者

出先機関名		代決者	
		第1順位	第2順位
政策部	略		
	香川県小豆総合事務所	略	
	香川県歴史博物館	副館長	総務課長
	香川県文化会館	次長	総務課長
	香川県立東山魁夷せとうち美術館		
	香川県美術工芸研究所	次長	総務課長
	香川県漆芸研究所	所長補佐	
総務部	香川県立文書館	略	
	略		
	香川県自治研修所	略	
	香川県消費生活センター	次長	
	香川県青年センター	略	
	香川県消防学校	教頭	
略			
健康福祉部	略		
	香川県立保健医療大学	略	

別表1 (第2条、第6条関係)

出先機関及び代決者

出先機関名		代決者	
		第1順位	第2順位
政策部	略		
	香川県小豆総合事務所	略	
	香川県消費生活センター	次長	
総務部	香川県消防学校	教頭	
	香川県立文書館	略	
	略		
	香川県自治研修所	略	
	香川県青年センター	略	
略			
健康福祉部	略		
	香川県立保健医療大学	略	
	香川県立医療短期大学	教務については学生部長、図書	あらかじめ学長が指定する職員

香川県食肉衛生検査所	略

	<u>館に関する事務については図書館長、その他の事務については事務局長</u>	
香川県食肉衛生検査所	略	
香川県立中央病院	<u>診療業務については副院長（副院長が置かれていないときは、あらかじめ院長が指定する主任部長）、その他の事務については事務局長</u>	<u>診療事務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については庶務課長）</u>
香川県立丸亀病院	<u>診療業務については副院長（副院長が置かれていないときは、あらかじめ院長が指定する主任部長）、その他の事務については事務局長</u>	<u>診療事務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については庶務課長）</u>
香川県立津田病院	<u>診療業務については副院長（副院長が置かれていないときは、あらかじめ院長が指定する主任部長）、その他の事務については事務局長</u>	<u>診療事務以外の事務については、事務局次長</u>

略		

香川県立白鳥病院	診療業務については副院長（副院長が置かれていないときは、あらかじめ院長が指定する主任部長）、その他の事務については事務局長	診療事務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については庶務課長）
香川県立がん検診センター	診療業務については副所長（副所長が置かれていないときは、あらかじめ所長が指定する主任部長）、その他の事務については事務局長	サービス関係事務については、事務局次長
略		

別表2 (第3条、第4条関係)

出先機関共通決裁事項

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 一般関係 事務	(1)～(22) 略 備考 1 庁舎管理規則の適用がある出先機関については、(11)、(12)及び(14)の事項は適用しない。 2 略 3 子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長には、(4)から(9)まで及び(13)の事項のみを委任する。 4 産業技術センター発酵食品研究所長には、(4)から(14)まで及び(19)の事項のみを委任する。 5 略			
2 服務関係 事務	(1)～(8) 略 (9) 所長等及び所属の職員の通勤手当の額を決定し、及びその確認をすること（特別急行列車等利用実績票及び高速艇利用実績票に係るものに限る。）。		○	
	備考 略			
3 略				
4 建設工事 執行関係事務	(1)～(9) 略 備考 1・2 略 3 小豆総合事務所の用地管理課（土木部の所掌する事業の施行に係るものに限る。）、道路課、河川港湾課及び開発課の事務に関し所長を補佐する次長（以下「土木担当次長」という。）は、小豆総合事務所長に委任された(1)（1件3,000万円未満の工事に限る。）及び(3)から(9)までの事項を、常時、所長に代わって決裁するものとする。			
5・6 略				
7 財務関係 事務	(1)～(25) 略 備考 1 略 2 (6)の事項の1件とは、契約単位の設計金額による。ただし、委託業務の変更等に伴い委託代金額が変更する場合にあっては、当初の設計金額による。 3 土木担当次長は、小豆総合事務所長に委任された(6)の事項のうち、土木部の所掌する事業の施行に係るもので、1件500万円未満の委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、1件5,000万円未満の公有財産購入費並びに1件5,000万円未満の補償、補填及び賠償金に係るものを、常時、所長に代わって決裁するものとする。			

別表2 (第3条、第4条関係)

出先機関共通決裁事項

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 一般関係 事務	(1)～(22) 略 備考 1 庁舎管理規則の適用がある出先機関については、(10)、(11)及び(13)の事項は適用しない。 2 略 3 子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長には、(4)から(9)まで及び(11)の事項のみを委任する。 4 産業技術センター発酵食品研究所長には、(4)から(13)まで及び(18)の事項のみを委任する。 5 略			
2 服務関係 事務	(1)～(8) 略 (9) 所長等及び所属の職員の扶養親族を認定し、並びに通勤手当の額及び住居手当の月額を決定し、並びにこれらの確認をすること。		○	
	備考 略			
3 略				
4 建設工事 執行関係事務	(1)～(9) 略 備考 1・2 略 3 小豆総合事務所の監理課、道路課、河川港湾課及び開発課の事務に関し所長を補佐する次長（以下「土木担当次長」という。）は、小豆総合事務所長に委任された(1)（1件3,000万円未満の工事に限る。）及び(3)から(7)までの事項を、常時、所長に代わって決裁するものとする。			
5・6 略				
7 財務関係 事務	(1)～(25) 略 備考 1 略 2 (5)の事項の1件とは、契約単位の設計金額による。ただし、委託業務の変更等に伴い委託代金額が変更する場合にあっては、当初の設計金額による。 3 土木担当次長は、小豆総合事務所長に委任された(5)の事項のうち、1件300万円未満の委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、1件5,000万円未満の公有財産購入費並びに1件5,000万円未満の補償、補填及び賠償金に係るものを、常時、所長に代わって決裁するものとする。			

別表3 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課	1 土地改良法関係事務法…土地改良法施行細則	(1) 土地改良区の役員の就任等の届出を受けること。(法18条16項、84条)	○			○
		(2) 土地改良区の定款の変更、土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業を行うことを認可すること。(法30条2項、48条1項)	○	○		
		(3) 土地改良区の解散を認可すること。(法67条2項)	○	○		
		(4) 土地改良区が解散したときの清算人の届出を受けること。(法68条、84条)	○			○
		(5) 土地改良区の清算が終了した旨の届出を受けること。(法76条、84条)	○			○
		(6) 農業協同組合等の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止を認可すること。(法95条3項、95条の2第3項)	○	○		
		(7) 町の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止について協議に応じ、同意すること。(法96条の2第5項、96条の3第5項)	○	○		
		(8) 土地改良事業の着手及び完了の届出を受けること。(法113条の2第1項)	○			○
		(9) 土地改良区等からその事業に関する報告を徴し、又はその業務若しくは会計の状況の検査をすること。(法132条1項)	○	○		

別表3 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等

	(10) <u>土地改良区、土地改良区連合及び共同施行者から規約その他の届出を受けること。(規2条、3条、4条2項、5条から7条まで、10条)</u>	○			○
	(11) <u>団体営土地改良事業に係る専門技術者の委嘱を行うこと。</u>	○	○		
	(12) <u>公告を行うこと。(1)及び(8)の届出、(2)、(3)及び(6)の認可並びに(7)の同意に係るものに限る。)(法第18条17項、30条3項、48条11項、67条3項、95条4項、96条の2第7項、113条の2第2項)</u>				○
2 補助金交付関係事務	(1) <u>次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。</u> ア 団体営土地改良事業 イ 単独県費補助土地改良事業 ウ 農地等集団化事業	○	○		
	(2) <u>団体営災害復旧事業(単独県費補助に係るものを除く。)に係る次の事務を処理すること。</u>				
	(ア) <u>補助金の額を内定し、補助金の交付を決定すること。</u>	○	○		
	(イ) <u>補助金の交付の決定を取り消すこと。</u>	○	○		
	(ウ) <u>補助金の返還を命ずること。</u>	○	○		
	(エ) <u>指令前着工を承認すること。</u>	○	○		
	(オ) <u>補助金の額を確定すること。</u>	○	○		
3 建設工事執行関係事務	(1) <u>土木事業の施行に係るもので、当初の請負代金の額が、1件2,500万円未満の工事(建築工事及び設備関係工事並びに技術的難易度の高い工事を除く。)に係る工事検査員を任命すること。</u>	○		○	

4 海岸法関係事務（農林水産省又は国土交通省の所管の海岸（漁港区域に係るものを除く。）に係る事務に限る。） 法…海岸法	(1) 海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等を当該施設に関する工事と併せて施行すること（工事の施行につき所長が権限を有するものに限る。）。 <u>（法17条1項）</u>	○	○		
その他	(1) 農林漁業資金貸付対象土地改良事業の完了認定をすること。	○	○		
	(2) 農業水利を調整すること。	○	○		
	(3) 農林漁業金融公庫の貸付対象事業に係る補助金交付状況調書を農林漁業金融公庫へ提出すること。	○			○
	(4) 天災地変その他非常の場合の応急措置を講ずること。		○		

税務課～健康福祉課 略

土地改良課	1 一般関係事務	(1) 県営土地改良事業の施行に伴う保安林における立木の伐採又は立竹の伐採等の許可を申請すること。（森林法34条1項・2項）	○	○		
		(2) 県営土地改良事業の施行に伴う道路に関する工事について道路管理者に承認願をし、又は道路の占用の許可を申請すること。（道路法24条、32条1項・3項）	○	○		
		(3) 県営土地改良事業の施行に伴う河川区域、河川保全区域又は河川予定地における工事等の承認願をし、又は許可を申請すること。（河川法20条、23条から25条まで、26条1項、27条1項、28条、55条1項、57条1項）	○	○		

税務課～健康福祉課 略

土地改良課	1 一般関係事務	(1) 農林漁業資金貸付対象土地改良事業の完了認定をすること。	○	○		
		(2) 農業水利を調整すること。	○	○		
		(3) 県営土地改良事業の施行に伴う保安林における立木の伐採又は立竹の伐採等の許可を申請すること。（森林法34条1項・2項）	○	○		
		(4) 県営土地改良事業の施行に伴う道路に関する工事について道路管理者に承認願をし、又は道路の占用の許可を申請すること。（道路法24条、32条1項・3項）	○	○		
		(5) 県営土地改良事業の施行に伴う河川区域、河川保全区域又は河川予定地における工事等の承認願をし、又は許可を申請すること。（河川法20条、23条から25条まで、26条1項、27条1項、28条、55条1項、57条1項）	○	○		

(2) 土地改良事業調査のため、当該職員に他人の土地に立ち入って測量又は検査をさせること。(法118条1項)	○	○			

(9) 土地改良区の清算が終了した旨の届出を受けること。(法76条、84条)	○			○
(10) 土地改良区等からの申出に係る土地改良施設を管理すること。(法93条)	○	○		
(11) 農業協同組合等の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止を認可すること。(法95条3項、95条の2第3項)	○	○		
(12) 町の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止について協議に応じ、同意すること。(法96条の2第5項、96条の3第5項)	○	○		
(13) 土地改良事業の着手及び完了の届出を受けること。(法113条の2第1項)	○			○
(14) 土地改良事業調査のため、当該職員に他人の土地に立ち入って測量又は検査をさせること。(法118条1項)	○	○		
(15) 土地改良事業の施行の障害となる物件を移転し、除去し、又は取り壊すこと。(法119条)	○	○		
(16) 土地改良区等からその事業に関する報告を徴し、又はその業務若しくは会計の状況の検査をすること。(法132条1項)	○	○		
(17) 委託施設の他目的への使用等を承認すること。(条6条)	○	○		
(18) 委託施設の原形に変更を及ぼす工事を承認すること。(条7条)	○	○		
(19) 委託施設の滅失等の報告を受けること。(条8条)	○	○		
(20) 土地改良区、土地改良区連合及び共同施行者から規約その他の届出を受けること。(規2条、3条、4条2項、5条から7条まで、10条)	○			○
(21) 団体営土地改良事業に係る専門技術者の委嘱を行うこと。	○	○		
(22) 土地改良財産の譲与に伴う土地の所有権移転登記承諾書及び土地改良事業該当地証明書の交付をすること。				○

	(23) 公告を行うこと。(2)及び(13)の届出、(3)、(7)及び(11)の認可並びに(12)の同意に係るものに限る。)(法第18条17項、30条3項、48条11項、67条3項、95条4項、96条の2第7項、113条の2第2項)				○
3 海岸法関係事務(農林水産省所管の海岸(漁港区域に係るものを除く。))に係る事務に限る。) 法…海岸法条…香川県 海岸占用料等に関する条例 規…香川県海岸管理規則	(1) 海岸保全区域及び一般公共海岸区域(以下この関係事務において「海岸保全区域等」という。)内における占用若しくは行為(土石の採取を除く。)を許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に応ずること。(法7条1項、8条1項2号・3号、10条2項、37条の4、37条の5第2号・3号、規10条)	○	○		
	(2) 海岸保全区域等内における占用の許可の更新で許可の期間以外の条件に変更のないものを許可すること。(規5条2項)	○	○		
	(3) 法令の規定等に違反した者又は海岸保全区域等の占用の許可を受けた者に対し、当該許可の取消しその他の監督処分をすること((1)の許可に係るものに限る。)(法12条1項・2項、37条の8)	○	○		
	(4) 海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画を承認し、又は当該承認に代わる国等からの協議に応ずること(施行面積が300平方メートル未満のものに限る。)(法13条)	○	○		
	(5) 海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等を当該施設に関する工事と併せて施行すること(工事の施行につき所長が権限を有するものに限る。)(法17条1項)	○	○		
	(6) 海岸保全区域等に関する調査等のため、他人の土地等に立ち入り、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること。(法18条1項、37条の8)	○	○		

	条…ため池の保全に関する条例								
	(1) 管理者に対し、ため池の保全に関する技術的援助を行うこと。(条8条)	○	○						
	4 補助金交付関係事務	(1)・(2) 略							
	(3) 団体営災害復旧事業(単独県費補助に係るものを除く。)に係る次の事務を処理すること。								
	(ア) 農林水産大臣が定める軽微な変更を承認すること。	○						○	
用地管理課	1 一般関係事務	(1) 建設工事の施行に係る用地、物件及び地上権その他の権利の取得及び補償に関する契約を締結すること。							
	(ア) 支出負担行為を行う時に会計管理者の事前合議が必要なもの		○						
	(イ) (ア)以外のもの				○				
	(2) 建設工事の施行に係る取得用地の登記を嘱託すること。								○

	条…ため池の保全に関する条例	(3) ため池における禁止行為を許可すること。(条5条1項)	○	○					
	(4) ため池の管理状況の報告を徴し、又は当該職員に管理の状況の検査をさせること。(条6条)	○	○						
	(5) 災害防止のための必要な措置をとるよう管理者に勧告すること。(条7条)	○	○						
	(6) 管理者に対し、ため池の保全に関する技術的援助を行うこと。(条8条)	○	○						
	6 補助金交付関係事務	(1)・(2) 略							
	(3) 次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 ア 団体営土地改良事業 イ 単独県費補助土地改良事業 ウ 農地等集団化事業	○	○						
	(4) 団体営災害復旧事業(単独県費補助に係るものを除く。)に係る次の事務を処理すること。								
	(ア) 補助金の額を内定し、補助金の交付を決定すること。	○	○						
	(イ) 補助金の交付の決定を取り消すこと。	○	○						
	(ウ) 補助金の返還を命ずること。	○	○						
	(エ) 農林水産大臣が定める軽微な変更を承認すること。	○							○
	(オ) 指令前着工を承認すること。	○	○						
	(カ) 補助金の額を確定すること。	○	○						
監理課	1 一般関係事務	(1) 土木事業の施行に係る用地、物件及び地上権その他の権利の取得及び補償に関する契約を締結すること。							
	(ア) 支出負担行為を行う時に出納長の事前合議が必要なもの		○						
	(イ) (ア)以外のもの				○				
	(2) 土木事業の施行に係る取得用地の登記を嘱託すること。								○

	(3) 土地改良財産の境界について協議し、確定すること。	○	○		
2・3 略					
4 建設工事	(1)～(6) 略				
に係る資材の再資源化等に関する法律関係事務(分別解体等の実施に係る事務に限る。)法…建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(7) 分別解体等に関し、当該職員に対象建設工事の現場等の立入検査をさせること。(法43条1項)	○		○	
5 道路法関係事務	(1)～(10) 略				
法…道路法共同溝法…電線共同溝の整備等に関する特別措置法条…香川県道路占用料条例規…香川県道路占用規則	(11) 特殊な車両の通行を許可すること(本庁で申請を受理したものを除く。)(法47条の2第1項・2項)	○		○	
	(12)～(28) 略				
6 車両制限令関係事務	(1)～(3) 略				
政…車両制限令	(4) 特殊な車両の通行を認定すること(本庁で申請を受理したものを除く。)(政12条)	○		○	

	(3) 天災地変その他非常の場合の応急措置を講ずること。		○		
2 建設工事執行関係事務	(1) 当初の請負代金の額が、1件2,500万円未満の工事(建築工事及び設備関係工事並びに技術的難易度の高い工事を除く。)に係る工事検査員を任命すること。	○	○		
3・4 略					
5 建設工事	(1)～(6) 略				
に係る資材の再資源化等に関する法律関係事務(分別解体等の実施に係る事務に限る。)法…建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(7) 分別解体等に関し、当該職員に対象建設工事の現場等の立入検査をさせること。(法43条1項)	○	○		
6 道路法関係事務	(1)～(10) 略				
法…道路法共同溝法…電線共同溝の整備等に関する特別措置法条…香川県道路占用料条例規…香川県道路占用規則	(11) 特殊な車両の通行を許可すること(本庁で申請を受理したものを除く。)(法47条の2第1項・2項)	○	○		
	(12)～(28) 略				
7 車両制限令関係事務	(1)～(3) 略				
政…車両制限令	(4) 特殊な車両の通行を認定すること(本庁で申請を受理したものを除く。)(政12条)	○	○		

7 河川法関係事務 法…河川法 政…河川法 施行令 条…香川県 河川占 用料等 に關する 条例 規…香川県 河川管 理規則	(1)～(14) 略				
	(15) 河川へ汚水を排出する者から届出を受けること。(政16条の5第1項)	○		○	
	(16)～(19) 略				
8 海岸法関係事務(農林水産省又は国土交通省の所管の海岸(漁港区域に係るものを除く。)に係る事務に限る。) 法…海岸法 条…香川県 海岸占 用料等 に關する 条例 規…香川県 海岸管 理規則	(1)～(3) 略				
	(4) 海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画を承認し、又は当該承認に代わる国等からの協議に応ずること(施行面積が300平方メートル未満のものに限る。)(法13条)	○		○	
	(5)～(15) 略				
9 略					
10 地すべり等防止法関係事務 法…地すべり等防止法	(1)・(2) 略				

8 河川法関係事務 法…河川法 政…河川法 施行令 条…香川県 河川占 用料等 に關する 条例 規…香川県 河川管 理規則	(1)～(14) 略				
	(15) 河川へ汚水を排出する者から届出を受けること。(政16条の5第1項)	○	○		
	(16)～(19) 略				
9 海岸法関係事務(国土交通省所管の海岸に係る事務に限る。) 法…海岸法 条…香川県 海岸占 用料等 に關する 条例 規…香川県 海岸管 理規則	(1)～(3) 略				
	(4) 海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画を承認し、又は当該承認に代わる国等からの協議に応ずること(施行面積が300平方メートル未満のものに限る。)(法13条)	○	○		
	(5) 海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等を当該施設に関する工事と併せて施行すること(工事の施行につき所長が権限を有するものに限る。)(法17条1項)	○		○	
	(6)～(16) 略				
10 略					
11 地すべり等防止法関係事務(国土交通省所管の地すべり防止区域に係る事務に限る。) 法…地すべり等防止法	(1)・(2) 略				

11 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務 法…急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 規…急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則	(1) 略				
	(2) 急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為を許可すること。(法7条1項)	○		○	
	(3)~(11) 略				
12 港湾法関係事務 法…港湾法 条①…香川県港湾区域等における占用料等に関する条例 条②…香川県港湾管理条例 規①…港湾法施行細則 規②…香川県港湾管理条例施行規則	(1) 略				
	(2) 港湾区域内若しくは港湾隣接地域内又は港湾区域の定めのない港湾の水域において、水域施設等の建設等を行うことを許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に不応すること。(法37条1項3号・3項、56条1項・3項、規①5条1項)	○		○	
	(3)~(8) 略				
	(9) 港湾施設の占用を許可し、又は当該許可事項の変更を許可すること。(条②8条1項)	○		○	
	(10)~(19) 略				
13・14 略					

12 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務 法…急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 規…急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則	(1) 略				
	(2) 急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為を許可すること。(法7条1項)	○		○	
	(3)~(11) 略				
13 港湾法関係事務 法…港湾法 条①…香川県港湾区域等における占用料等に関する条例 条②…香川県港湾管理条例 規①…港湾法施行細則 規②…香川県港湾管理条例施行規則	(1) 略				
	(2) 港湾区域内若しくは港湾隣接地域内又は港湾区域の定めのない港湾の水域において、水域施設等の建設等を行うことを許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に不応すること。(法37条1項3号・3項、56条1項・3項、規①5条1項)	○		○	
	(3)~(8) 略				
	(9) 港湾施設の占用を許可し、又は当該許可事項の変更を許可すること。(条②8条1項)	○		○	
	(10)~(19) 略				
14・15 略					

15 高齢者、 障害者等の 移動等の円 滑化の促進 に関する法 律 法…高齢者、 障害者 等の移 動等の 円滑化 の促進 に關す る法律	(1) 建築主等又は当該特別特定建築物を管理する機関の長に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命令し、又は要請すること。(法15条1項・2項)		○		
	(2) 建築主等に対し、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動円滑化に係る事項について必要な指導等を行うこと。(法15条3項)		○		
	(3) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画又はその変更を認定すること(延べ面積が1,000平方メートル未満で、かつ、3階未満の建築物に係るものに限る。)(法17条3項、18条1項)		○		
	(4) 建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に立入検査等をさせること。(法53条3項)		○		
	(5) 認定建築主等に対し、認定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告を求めること。(法53条第4項)		○		
16・17 略					
18 住宅金融 支援機構法 関係事務	(1)・(2) 略				
19 略					
20 土地改良 法関係事務 法…土地改 良法 条…香川県 土地改	(1) 県営土地改良事業(換地を伴うものに限る。)の計画変更に係る国有地等の地区編入の変更を申請すること及び宅地等編入同意を得ること。(法5条6項・7項、87条の3第6項)		○		

16 高齢者、 身体障害者 等が円滑に 利用できる 特定建築物 の建築の促 進に関する 法律関係事 務 法…高齢者、 身体障 害者等 が円滑 に利用 できる 特定建 築物の 建築の 促進に 關する 法律	(1) 特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導等を行うこと。(法4条1項・2項)		○		
	(2) 特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又は当該職員に立入検査をさせること。(法4条3項)		○		
	(3) 特定建築物の建築及び維持保全の計画又はその変更を認定すること(延べ面積が1,000平方メートル未満で、かつ、3階未満の建築物に係るものに限る。)(法6条3項、7条1項)		○		
	(4) 認定事業者に対し、認定建築物の建築又は維持保全の状況について報告を求めること。(法10条)		○		
17・18 略					
19 住宅金融 公庫法関 係事務	(1)・(2) 略				
20 略					

良施設の管理に関する条例	(2) 換地計画の適否を決定し、又は換地計画若しくはその変更を認可すること。(法52条の2第1項、52条の4第1項、53条の4第2項)	○	○		
	(3) 換地処分をした旨の届出を受けること。(法54条3項、96条、96条の4)	○			○
	(4) 土地改良区等からの申出に係る土地改良施設を管理すること。(法93条)	○	○		
	(5) 土地改良事業の施行の障害となる物件を移転し、除去し、又は取り壊すこと。(法119条)	○	○		
	(6) 委託施設の他目的への使用等を承認すること。(条6条)	○	○		
	(7) 委託施設の原形に変更を及ぼす工事を承認すること。(条7条)	○	○		
	(8) 委託施設の滅失等の報告を受けること。(条8条)	○	○		
	(9) 土地改良財産の譲与に伴う土地の所有権移転登記承諾書及び土地改良事業該当地証明書の交付をすること。				○
	21 ため池の保全に関する条例関係事務 条…ため池の保全に関する条例	(1) ため池の状況又はその変更の届出を受けること。(条4条1項)	○	○	
(2) ため池の埋立ての届出を受けること。(条4条2項)		○	○		
(3) ため池における禁止行為を許可すること。(条5条1項)		○	○		
(4) ため池の管理状況の報告を徴し、又は当該職員に管理の状況の検査をさせること。(条6条)		○	○		
(5) 災害防止のための必要な措置をとるよう管理者に勧告すること。(条7条)		○	○		
備考 土木担当次長は、次長専決事項のうち、土木部の所掌する事業の施行に係るものに限り、専決することとする。					

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1 東山魁夷せとうち美術館

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 使用料、 手数料条例 関係事務 条…香川県 使用料、 手数料 条例	(1) 香川県立東山魁夷せとうち美術館の特別展の観覧料を定めること。(条別表第1第1表)	○	○	
2 東山魁夷 せとうち美 術館規則 関係事務 規…東山魁 夷せと うち美 術館規 則	(1) 開館時間若しくは休館日を変更し、若しくは臨時に休館し、又は休館日を定めること。(規5条2項、6条2項)	○	○	
	(2) 観覧料を減免すること。(規7条、8条)	○	○	
	(3) 入館を拒否し、又は退館を命ずること。(規9条)	○	○	
3 物品関係 事務	(1) 1件10万円未満の寄贈(負担付のものを除く。)を受けることを決定すること。		○	
	(2) 寄託を受けることを決定すること。	○	○	

2 美術工芸研究所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 物品関係 事務	(1) 1件10万円未満の寄贈(負担付のものを除く。)を受けることを決定すること。		○	
	(2) 寄託を受けることを決定すること。	○	○	

3 漆芸研究所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 物品関係 事務	(1) 1件10万円未満の寄贈(負担付のものを除く。)を受けることを決定すること。		○	
	(2) 寄託を受けることを決定すること。	○	○	

4～6 略

7 消費生活センター

関係事務	事 項	所長等	決裁区分
------	-----	-----	------

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1 消費生活センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 消費生活 条例関係事 務 条…香川県 消費生 活条例	(1) 消費者に対し、不当な取引行為を行っていると認められる事業者の氏名その他必要な情報(事業者の所在が明確でないものに限る。)を提供すること。(条20条)	○	○	
	(2) 消費者苦情の内容を調査し、必要な措置を講ずること。(条27条1項)	○	○	
	(3) 事業者等に対し、必要な資料等の提出を求めること。(条27条2項)	○	○	

2～4 略

		委任	所長等	課長等
1 消費生活 条例関係事務 条…香川県 消費生 活条例	(1) 消費者に対し、不当な取引行為を行っていると認められる事業者の氏名その他必要な情報(事業者の所在が明確でないものに限る。)を提供すること。(条20条)	○	○	
	(2) 消費者苦情の内容を調査し、必要な措置を講ずること。(条27条1項)	○	○	
	(3) 事業者等に対し、必要な資料等の提出を求めること。(条27条2項)	○	○	

8～10 略

11 保健福祉事務所

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
				所長等	課長等
略					
健康福祉課・健康福祉総務課	1・2 略				
	3 身体障害者福祉法…身体障害者福祉法	(1)・(2) 略			
		(3) 身体障害者手帳の返還を命ずること。(法16条2項)	○	○	
	政…身体障害者福祉法施行令	(4)・(5) 略			
省…身体障害者福祉法施行規則					
4～7 略					

12 保健所

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 特定医療疾患関係事務	(1) 特定疾患医療受給者又は特定疾患登録者に係る登録内容の変更をすること(特定疾患対策協議会の意見を聴取する必要がない場合に限る。)		○	
2～5 略				

5～7 略

8 保健福祉事務所

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
				所長等	課長等
略					
健康福祉課・健康福祉総務課	1・2 略				
	3 身体障害者福祉法…身体障害者福祉法	(1)・(2) 略			
		(3)・(4) 略			
	政…身体障害者福祉法施行令				
省…身体障害者福祉法施行規則					
4～7 略					

9 保健所

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～4 略				
5 結核予防法関係	(1) 定期外の健康診断を実施すること。(法5条)	○	○	

6 感染症の
予防及び感
染症の患者
に対する医
療に関する
法律関係事
務
法…感染症
の予防

(1)～(5) 略

(6) 1類感染症又は2類感染症の患者、新感染症の所見がある者等に対し特定感染症指定医療機関等に入院することを勧告し、当該勧告に係る者を入院させ、当該入院に係る者の入院の期間を延長し、又は意見を述べる機会を与えること。(法19条1項・3項・5項、20条1項から4項まで・6項、26条、46条1項から5項まで)

○

○

6 感染症の
予防及び感
染症の患者
に対する医
療に関する
法律関係事
務
法…感染症
の予防

(1)～(5) 略

(6) 1類感染症又は2類感染症の患者、新感染症の所見がある者等に対し特定感染症指定医療機関等に入院することを勧告し、当該勧告に係る者を入院させ、又は当該入院に係る者の入院の期間を延長すること。(法19条1項・2項・4項、20条1項から4項まで、26条、46条)

○

○

事務
法…結核
予防
法
省…結核
予防
法施
行規
則

(2) 健康診断実施者等から健康診断実施等の通報又は報告を受けること。(法11条1項、20条)

○

○

(3) 定期外の予防接種を実施すること。(法14条)

○

○

(4) 結核伝染のおそれの著しい患者に対し、接客業等への従業を禁止すること。(法28条1項)

○

○

(5) 結核伝染のおそれのある患者等に結核療養所への入所等を命ずること。(法29条1項)

○

○

(6) 結核伝染のおそれのある患者に家屋の消毒若しくは患者の隔離等を命じ、又は当該職員にこれらの措置をとらせること。(法30条)

○

○

(7) 汚染物件の所持者にその物件の授与の制限若しくは消毒等を命じ、又は当該職員にその物件の消毒若しくは廃棄をさせること。(法31条1項)

○

○

(8) 当該職員に汚染場所等の立入検査等をさせること。(法32条1項)

○

○

(9) 一般患者の医療に要する費用(骨関節結核の装具療法に要した療養費を除く。)の公費負担を決定すること。(法34条1項)

○

○

(10) 従業を禁止し、又は入所を命令した患者の医療に要する費用(看護及び移送に要する費用を除く。)の公費負担を決定すること。(法35条1項)

○

○

(11) 一般患者の医療を担当する指定医療機関の管理者から報告を徴し、又は当該職員に立入検査をさせること。(法42条1項)

○

○

(12) 結核診査協議会に結核患者の医療の要否等に関する事項を諮問すること。(法48条1項)

○

○

(13) 医療を受ける病院又は診療所の変更の届出を受けること。(省23条5項)

○

○

及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(7) 感染症の診査等に関する協議会の意見を聴き、又は協議会に報告すること。(法18条5項・6項、20条5項、26条、37条の2第3項)	○	○	
	(8)～(16) 略			
	(17) 結核患者の医療に要する費用(骨関節結核の装具療法に要した療養費を除く。)の公費負担を決定すること。(法37条の2第1項)	○	○	
	(18) 健康診断実施者等から健康診断実施等の通報又は報告を受けること。(法53条の7第1項)	○		○
7～9 略				
10 医療法関係事務 法…医療法 政…医療法 施行令	(1) 広告を行った者に対し、報告を命じ、又は当該職員に事務所の立入検査をさせること。(法6条の8第1項)	○	○	
	(2)～(12) 略			
	(13) 病院、診療所又は助産所の開設許可事項等の変更の届出(病床数の増加に係るものを除く。)を受けること。(政4条)	○	○	
	(14) 略			
11～30 略				

13～18 略

及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(7) 感染症の診査に関する協議会の意見を聴くこと。(法20条5項、26条)	○	○	
	(8)～(16) 略			
7～9 略				
10 医療法関係事務 法…医療法 政…医療法 施行令	(1)～(11) 略			
	(12) 病院、診療所又は助産所の開設許可事項等の変更の届出を受けること。(政4条)	○	○	
	(13) 略			
11～30 略				

10～15 略

16 医療短期大学

関係事務	事 項	所長等 委 任	決 裁 区 分	
			所長等	課長等
1 医療短期 大学学則関 係事務 規…香川県 医療短 期大 学学 則	(1) 授業料を減免すること。(規31条)	○	○	
	(2) 授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予すること。(規32条1項)	○	○	
	(3) 既納の授業料等の不還付の特例を承認すること。(規33条)	○	○	
2 教育公務 員特例法関 係事務 法…教育公 務員特 例法	(1) 教員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することを認めること。(法17条1項)	○	○	
	(2) 教員の研修に要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立すること。(法21条2項)	○	○	
	(3) 教員が現職のまま受けることができる長期にわたる研修について定めること。(法22条3項)	○	○	

3 其他	(1) 非常勤講師及び学校医を委嘱し、又は解嘱すること。	○	○	
	(2) 学校の施設又は設備の使用を許可し、その許可の条件を変更し、又はその許可を取り消すこと。	○	○	
	(3) 学校の施設又は設備の使用許可の期間を更新すること。	○	○	
	(4) 学校の施設又は設備の使用料を減免すること。	○	○	
	(5) 医療短期大学における奨学を目的とする寄附金を受けること。	○	○	
	(6) 1件の評価額が500万円未満の教育用物品又は図書の寄附又は贈与を受けること（負担付きの場合を除く。）。	○	○	
	(7) 教員用職員住宅の借入れを決定し、借入れの条件を変更し、又は借入契約を解除すること。	○	○	
	(8) 学長の県外旅行を命じ、及びその復命を受けること。		○	
	(9) 教員の調査研究等を行うための外国旅行を命じ、及びその復命を受けること。		○	

17~28 略

29 水産試験場

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				

30 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1~17 略				

19~30 略

31 水産試験場

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 核原料物質等使用関係事務 法…核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	(1) 核燃料物質に係る業務に関し文部科学大臣に報告を行うこと。(法第67条1項)		○	
2 略				

32 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1~17 略				

18 高齢者、 障害者等の 移動等の円 滑化の促進 に関する法 律（高松土 木事務所管 内を除く。） 法…高齢者、 障害者 等の移 動等の 円滑化 の促進 に関する法律	(1) 建築主等又は当該特別特定建築物を管理する機関の長に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は要請すること。（法15条1項・2項）	○	
	(2) 建築主等に対し、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動円滑化に係る事項について必要な指導等を行うこと。（法15条3項）	○	
	(3) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画又はその変更を認定すること（延べ面積が1,000平方メートル未満で、かつ、3階未満の建築物に係るものに限る。）。（法17条3項、18条1項）	○	
	(4) 建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に立入検査等をさせること。（法53条3項）	○	
	(5) 認定建築主等に対し、認定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告を求めること。（法53条第4項）	○	
19・20 略			
21 住宅金融 支援機構法 関係事務（ 高松土木事 務所管内を 除く。）	(1)・(2) 略		
22・23 略			
33 略			

18 高齢者、 身体障害者 等が円滑に 利用できる 特定建築物 の建築の促 進に関する 法律関係事 務（高松土 木事務所管 内を除く。） 法…高齢者、 身体障 害者等 が円滑 に利用 できる 特定建 築物の 建築の 促進に 関する 法律	(1) 特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導等を行うこと。（法4条1項・2項）	○	
	(2) 特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又は当該職員に立入検査をさせること。（法4条3項）	○	
	(3) 特定建築物の建築及び維持保全の計画又はその変更を認定すること（延べ面積が1,000平方メートル未満で、かつ、3階未満の建築物に係るものに限る。）。（法6条3項、7条1項）	○	
	(4) 認定事業者に対し、認定建築物の建築又は維持保全の状況について報告を求めること。（法10条）	○	
19・20 略			
21 住宅金融 公庫法関係 事務（高松 土木事務所 管内を除く。）	(1)・(2) 略		
22・23 略			
31 略			

附 則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。